

平成23年度加盟団体連絡会議 兼ドーピング防止研修会

禁止表国際基準の改定について

山澤文裕

2012年禁止表国際基準

2012年1月1日発効

世界ドーピング防止規程の4.2.2条に従い、すべての禁止物質は「特定物質」として扱われるものとする。

但し、S1、S2、S4.4、S4.5、S6.a. および禁止方法M1、M2、M3は除く。

常に禁止される物質と方法 (競技会(時)及び競技会外)

禁止物質

- S0. 無承認物質
- S1. 蛋白同化薬
- S2. ペプチドホルモン、
成長因子および関連物質
- S3. ベータ2作用薬
- S4. ホルモンおよび代謝の調節薬
- S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

禁止方法

- M1. 酸素運搬能の強化
- M2. 化学的・物理的操作
- M3. 遺伝子ドーピング

競技会(時)に禁止される物質と方法

S0 – S5 および M1 - M3に加えて競技会(時)において禁止

禁止物質

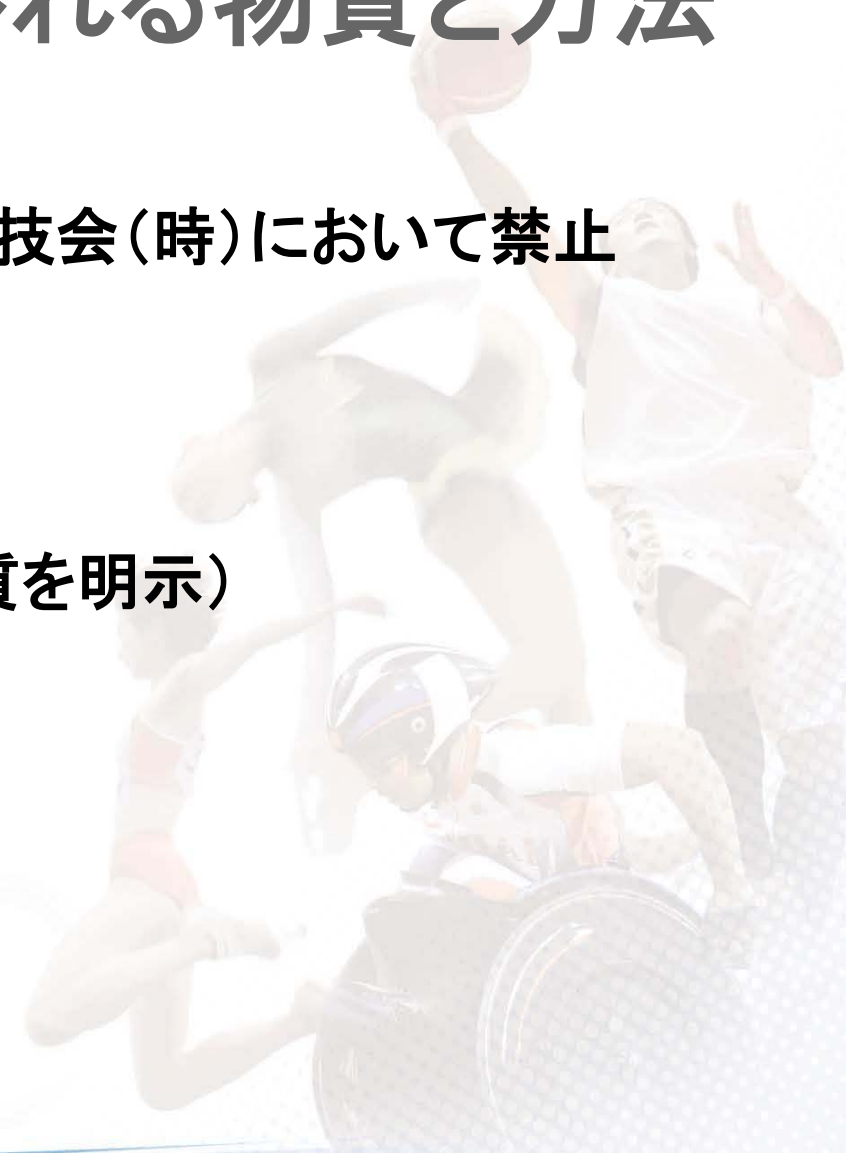
S6. 興奮薬

- a. 非特定物質の興奮薬(全物質を明示)
- b. 特定物質の興奮薬(例示)

S7. 麻薬

S8. カンナビノイド

S9. 糖質コルチコイド



特定競技において禁止される物質

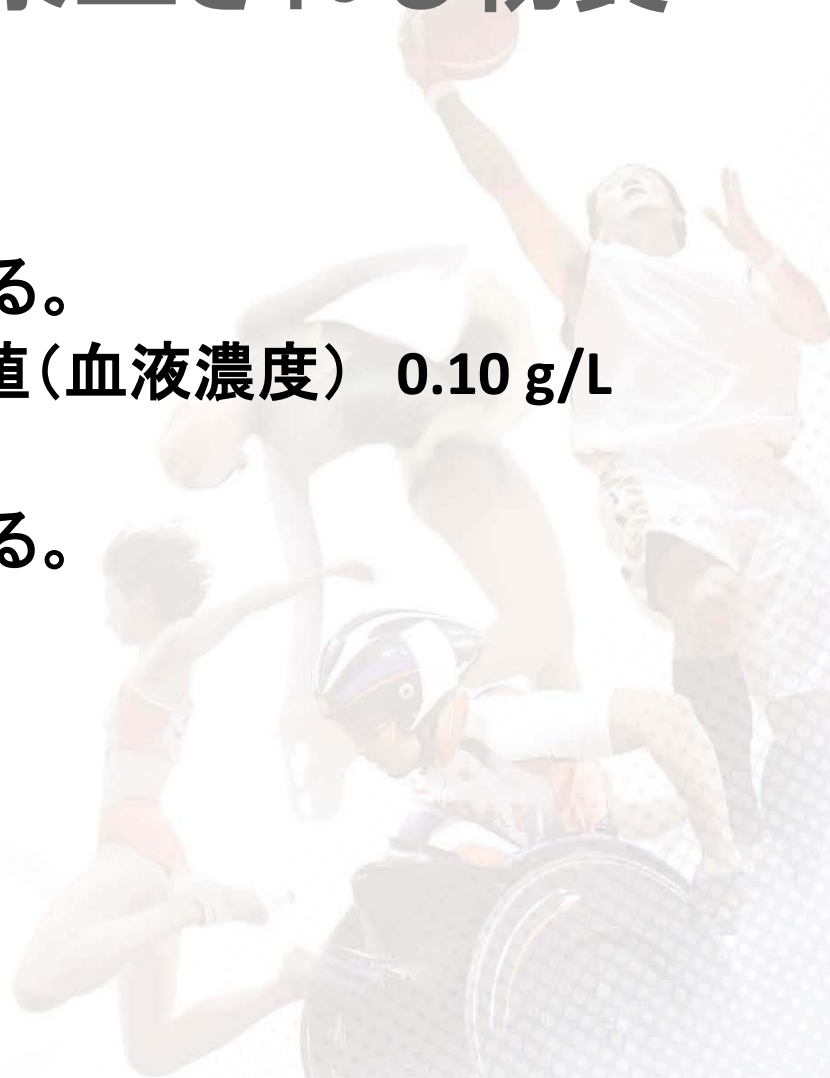
P1. アルコール

競技会(時)に限って禁止される。

ドーピング違反が成立する閾値(血液濃度) 0.10 g/L

P2. ベータ遮断薬

競技会(時)に限って禁止される。



2012年禁止表 主要な変更の要約

S0. 無承認物質

「禁止物質」の下に移し、「方法」を含まないことを明確にした。
他のすべてのカテゴリーが不適當である場合に限る。

S1. 蛋白同化薬

内因性蛋白同化男性化ステロイド薬はクローズドリスト(限定)
しかし、代謝物と異性体はオープンリスト(例示)

S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

血小板由来製剤は成長因子を含んでいるが、競技能力向上についてエビデンスが欠けているため削除。

2012年禁止表 主要な変更の要約

S3.ベータ2作用薬

吸入ホルモテロール(24時間で最大36 μ gまで)は例外
しかし、尿中ホルモテロールが30 ng/ml を超えるとAAF

すべてのベータ2作用薬は禁止される。

ただし、サルブタモール(24時間で最大1,600 μ g)、ホルモテロール(24時間で最大36 μ g)およびサルメテロールが、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入される場合を除く。

尿中サルブタモールが1,000 ng/mlを超えた場合、あるいは尿中ホルモテロールが30 ng/ml を超える場合は治療使用とは認めない。違反が疑われる分析報告として取り扱われる。

喘息治療薬

吸入ステロイド単体は禁止されない。
ベクロメタゾン(BDP)、フルチカゾン(FP)、ブデソニド(BUD)、
シクレソニド(CIC)、モメタゾン(MF)

長時間作用型吸入 β 2作用薬LABA との配合薬

アドエア FP + サルメテロール(SM) 使用可能

シムビコート BUD + ホルモテロール(FM) 使用可能

最新のLABAインダカテロール吸入製剤(オンブレス)は使用できない。

サルブタモール、ホルモテロール、サルメテロール以外の吸入ベータ2作用薬について

- TUE申請書に必要な**医療記録**を添付して、診断が確認できれば、TUEが認められる。
- 遡及的TUE申請は、緊急時以外は認められない。
- ベータ2作用薬の経口使用や貼付使用の承認には、吸入使用で治療できない客観的医学的理由が必要。

2012年禁止表 主要な変更の要約

S4. ホルモンおよび代謝の調節薬

M3. 遺伝子ドーピングにあった、ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ (PPAR δ) 作働薬およびPPAR δ -AMP活性化プロテインキナーゼ (AMPK) 系作働薬は細胞代謝を調節する物質として
S4.5 代謝の調節薬 に再分類された

S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

フェリプレシン(歯科麻酔薬)を例外とする

利尿薬もしくは隠蔽薬が存在する時に、閾値水準が設定されている外因性物質が閾値水準以下で検出された場合の取り扱い

S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

S5. の物質と併用して、下記の物質をどんな用量であっても使用する場合には、それぞれの状況に応じてTUEが必要である。

物質名	競技会	競技会外
サルブタモール	TUE 必要	TUE 必要
ホルモテロール	TUE 必要	TUE 必要
モルヒネ	TUE 必要	TUE 不要
カチン	TUE 必要	TUE 不要
エフェドリン	TUE 必要	TUE 不要
メチルエフェドリン	TUE 必要	TUE 不要
プソイドエフェドリン	TUE 必要	TUE 不要

S5. 利尿薬についての注意

ARBと利尿薬の合剤が複数市販されている。
平成22年度はプレミネント、ミコンビ使用による
ドーピング防止規則違反を認めた。
医師による「うっかり処方」の注意が必要である。

2012年禁止表 主要な変更の要約

M2. 化学的・物理的操作

カテーテルを例から除外した。しかし、検体、検体採取の完全性を改ざんする目的では禁止である。カテーテル使用は医学的目的のために必要な場合があることを認める。

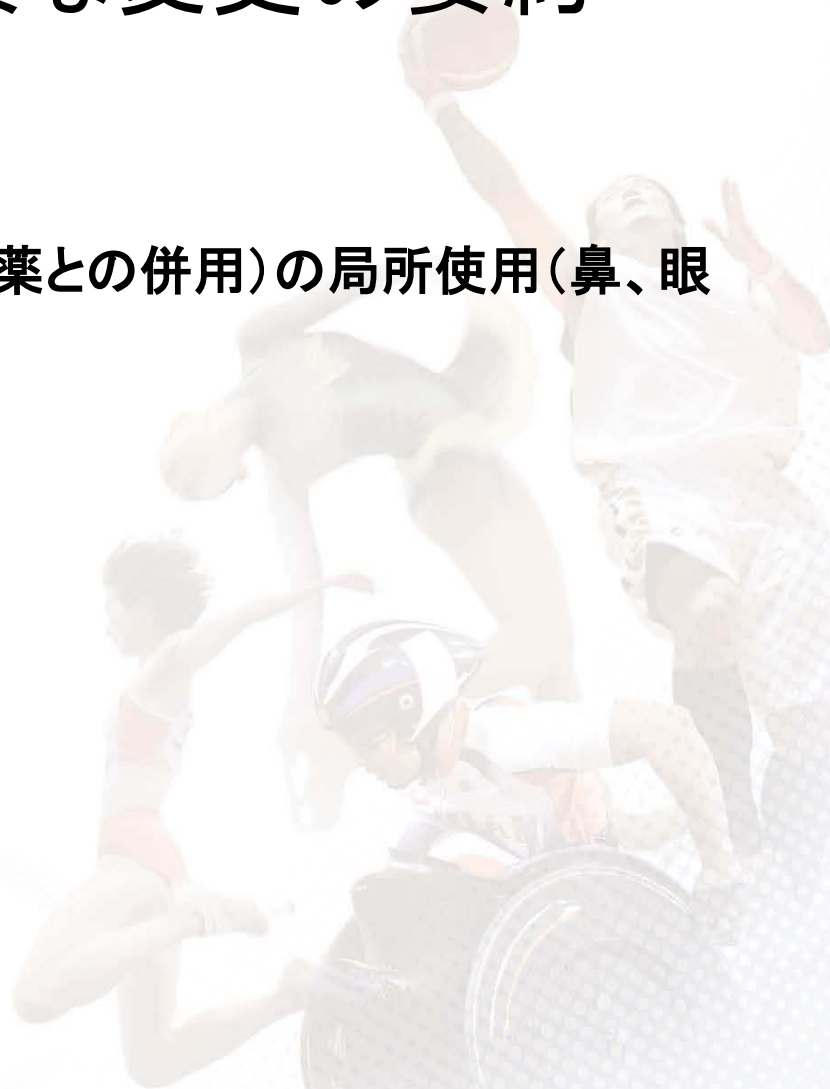
禁止される静脈内注入および/または注射の量と頻度は、6時間あたり50ml を超えたものであることを明確にした。

血液を採取し、操作を加え、循環系に再び戻す一連の処置を禁止。腎不全で血液透析を受ける競技者はTUE申請を行う。

2012年禁止表 主要な変更の要約

S6. 興奮薬

アドレナリン(単独および局所麻酔薬との併用)の局所使用(鼻、眼など)は禁止されない。



2012年監視プログラム 主要な変更の要約と注釈

乱用の潜在的な傾向を検出するため、以下の物質が追加された

競技会(時) : ニコチン、ヒドロコドン、トラマドール
競技会外 : 糖質コルチコイド